

# 令和5年度事業計画

## I 基本方針

障害を持つ人々にとって、障害を軽減・克服するための機能回復は切実な課題です。奈良県障害者総合支援センターは、この対策の一つとして障害者（児）の各種相談に応じるとともに、中途障害者等の機能回復訓練や障害者（児）の社会自立の促進に寄与することを目的に、平成26年度から奈良県社会福祉事業団が運営してきました。

障害者総合支援法の制定や社会福祉法の改正により、利用者の目線に沿った安心と満足が得られる良質なサービスを提供するとともに、安定的かつ持続的に良質な福祉サービスを提供できるよう、経営基盤を確立することが求められています。

しかしながら、近年、利用者の高齢化、重度化や介護保険施設や他の福祉事業所との競合、少子化の影響等により利用者数が減少し、また令和2度以降は新型コロナウイルス感染症の流行による影響により、一段と施設の運営環境には厳しさが増してきています。

このような中、当事業団は、令和4年度からの5年間の奈良県障害者総合支援センター、県営福祉パーク及び福祉住宅体験館の指定管理者として指定を受け、付託されたミッションに応えるべく運営しているところです。

社会就労センター（セルプ）につきましては、県の方針に基づき令和4年度をもって30年の歴史に幕を閉じました。

今後一層、長期的な視点に立ちながら、全職員で事業団の厳しい経営環境を情報共有し、福祉事業の担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ効率的に行うため、自立的経営基盤の強化に努め、福祉・医療サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、県民の皆様の期待に応えられる奈良県障害者総合支援センターとして、地域福祉の推進に努めてまいります。

また引き続き「経営組織のガバナンス及び財務規律の強化」を進め、「利用者本位の質の高いサービス」と「自立的経営の確立」を目指した取組を全職員で積極的に推進し、奈良県総合リハビリテーションセンターとの一層の連携強化を図りつつ、奈良県と一体となって広く県民福祉の向上と増進に寄与してまいります。

## II 奈良県障害者総合支援センターの運営

### 1 わかくさ愛育園

児童福祉法に基づき、利用児が日常生活における基本動作及び知識技能を習得し、集団生活に適応することができるよう、一人ひとりの児童の発達状況や環境に応じて効果的な指導等を提供します。また、保護者に対して、児童の状況を理解できるよう親子での療育活動や、懇談、研修会等を行います。

放課後等デイサービスは、重症心身障害児や医療的ケア児を対象に、放課後を活用した療育支援を行っています。

生活介護では、利用者一人ひとりの能力や適性及びニーズに適応する訓練、創作活動や軽スポーツ等の日中活動の場を提供します。

#### (1) 提供サービス

【単位：人】

施設の種類の種類	対象者	定員	利用状況	サービスの内容
医療型児童発達支援センター (ちゅうりっぷ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 肢体不自由児や歩行の獲得までに訓練を要する児童</li> <li>・ 概ね1歳から小学校就学の始期に達するまでの児童</li> </ul>	15	6.3	親子療育により次の支援を行う。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 医学的診断、検査</li> <li>② 日常生活の支援や基本的な生活習慣獲得に向けた指導</li> <li>③ 発達状況を考慮した遊びを中心とした保育</li> <li>④ PT・OT・ST 訓練</li> <li>⑤ 様々な集団による活動</li> <li>⑥ 保護者を対象にした研修会、保護者への助言指導や個人懇談</li> <li>⑦ 心理発達検査</li> <li>⑧ 移行支援</li> </ol>
児童発達支援センター (すみれ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発達に遅れや弱さがある児童（知的障害児・発達障害児等）</li> <li>・ 概ね2歳から小学校就学の始期に達するまでの児童</li> </ul>	10	9.1 うち 毎日通園 5.3 並行通園等 3.8	親子療育により次の支援を行う。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 医学的診断、検査</li> <li>② 日常生活の支援や基本的な生活習慣獲得に向けた指導</li> <li>③ 発達状況を考慮した保育</li> <li>④ 集団活動と個別活動</li> <li>⑤ 保護者を対象にした研修会、保護者への助言、指導や個人懇談</li> </ol>

				⑥ 心理発達検査 ⑦ 並行通園児童に対して保育所・幼稚園との連携 ⑧ 移行支援 ⑨ 児童の療育経験を考慮し、単独通園を実施
--	--	--	--	--

【単位：人】

施設の種類	対象者	定員	利用見込	サービスの内容
児童発達支援センター (さくらキッズ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常時介護を必要とする重症心身障害児又はその発達状況が重症心身障害相当の児童</li> <li>・ 概ね1歳から小学校就学の始期に達するまでの児童</li> </ul>	8	4.0	単独通園により次の支援を行う。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 医学的診断、検査</li> <li>② 児童が安心できる環境づくり</li> <li>③ 日常生活の支援や基本的な生活習慣獲得に向けた関わり</li> <li>④ 発達状況を考慮した遊びを中心とした保育</li> <li>⑤ 看護師による医療ケア</li> <li>⑥ 親子療育や保護者への指導、個人懇談</li> <li>⑦ 移行支援</li> </ol>
放課後等デイサービス (ポコッチェリ)	常時介護を必要とする重症心身障害児 医療的ケアを必要とする児 小学1年から高校3年までの児童・生徒	7	放課後 4.8 学校休業日 6.1	次の支援を行う <ol style="list-style-type: none"> <li>① 日常生活の支援及び獲得した基本的な生活習慣を維持していくための支援</li> <li>② 創作活動、音楽、レクリエーション等の活動</li> <li>③ 看護師、喀痰吸引等の研修を受けた職員による医療的ケア</li> <li>④ 学校との連携</li> <li>⑤ 学校又は自宅との間の送迎</li> </ol>
居宅訪問型児童発達支援	常時介護を必要とする重症心身障害児や、医療的ケアを必要するため通所による児童発達支援	—	1	自宅を訪問し、次のサービスを行う <ol style="list-style-type: none"> <li>① 発達状況を考慮した遊び</li> <li>② 療育相談</li> <li>③ 通所に向けた支援</li> <li>④ 他機関との連携</li> </ol>

	のサービスを受けることが著しく困難な児			
生活介護 (さくらユース)	・ 常時介護を必要とする18歳以上の在宅の重症心身障害者	20	3.8	身体機能の維持を目的にしたストレッチ・機能訓練 ① セラピストによる運動機能等の評価 ② 日常生活の支援（食事・排泄介助・入浴サービス等） ③ 看護師による医療的ケア ④ 創作活動・音楽活動・スポーツレクリエーション・リラクゼーション等の日中活動

事業の種類	内 容
子ども地域支援事業 (発達障害児医学的療育支援)	<p>1 目的 発達障害児又は発達障害の疑いのある子どもが、地域社会の中でいきいきとした生活を送るために、専門的な支援を行う。 医療や療育機関につながっていない子どもに対する専門的な支援や、地域社会の中での療育の質の向上を図る。</p> <p>2 業務体制 作業療法士 4名 臨床心理士 1名</p> <p>3 業務内容 ① 訪問事業 310件 保育所、幼稚園、こども園、障害児通所施設、保健センター、療育教室、小学校等からの依頼により訪問し、子どもの様子を観察し、個別でのかかわりや集団活動の企画、運営を行う。また、職員へのクラス運営に関する助言や保護者との面談を実施する。 ② 研修会講師派遣事業 20件 保育所、幼稚園、学校、障害児通所施設、保健センター等の職員研修やそれらを利用する保護者への研修に対し、講師を派遣する。 ③ 研修会の開催 3件 (1) 基礎研修、幅広い支援者を対象として研修会を開催する。</p>

	<p>(2)応用研修</p> <p>(3)放課後等デイサービス支援者向け研修</p> <p>④ モデル事業</p> <p>地域の施設（幼稚園等）と継続的に連携することで得られる効果等をデータ化し、ホームページにアップするなどして地域に還元していく。</p>
親子保育体験教室 (地域における公益的な取組)	在宅の就学前重症心身障害児とその保護者を対象に親子遊びの機会を提供する。
保育所等訪問支援事業	保育所・幼稚園等児童が集団生活を行う場を訪問し、本人や児童に関わる職員に対し、集団生活に適応できるような指導を行う事業を実施する。年間12回

(2) 職員の配置

医療型児童発達支援センター（ちゅうりっぷ）

【単位:人】

職 種	令和5年度	令和4年度	備 考
施 設 長	1	1	兼務
医 師	1	1	兼務
児童発達支援管理責任者	1	1	
看 護 職 員	1	1	リハビリテーションセンターより出向
児童指導員及び保育士	2(1)	2	
訓 練 士	3	3	兼務 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士
事 務 職 員	3(3)	3(3)	兼務3 他にリハビリテーションセンター職員併任3
計	3(1)	3	兼務を除く。( ) は非正規職員で内数

児童発達支援センター（すみれ）

【単位:人】

職 種	令和5年度	令和4年度	備 考
施 設 長	1	1	兼務
嘱 託 医	1(1)	1	兼務
児童発達支援管理責任者	1	1	
児童指導員及び保育士	4(1)	7(4)	兼務1 人材派遣職員1
事 務 職 員	3(3)	3(3)	兼務3 他にリハビリテーションセンター職員併任3
計	4(1)	6(4)	兼務を除く。( ) は非正規職員で内数

保育所等訪問支援事業

【単位:人】

職 種	令和5年度	令和4年度	備 考
管 理 者	1	1	兼務
児童発達支援管理責任者	1	1	兼務
訪 問 支 援 員	2	2	兼務2
計	0	0	兼務を除く。( ) は非正規職員で内数

児童発達支援センター（さくらキッズ）

【単位:人】

職 種	令和5年度	令和4年度	備 考
施 設 長	1	1	兼務
嘱 託 医	1(1)	1	兼務
児童発達支援管理責任者	1	1	
看 護 職 員	2(2)	2(2)	兼務1
児童指導員及び保育士	3(1)	2(1)	兼務1
訓 練 士	3(3)	3(3)	兼務3 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士
事 務 職 員	3(3)	3(3)	兼務3 他にリハビリテーションセンター職員併任3
計	3(1)	3(1)	兼務を除く。( ) は非正規職員で内数

放課後デイサービス（ポコッチェリ）

【単位:人】

職 種	令和5年度	令和4年度	備 考
施 設 長	1	1	兼務
児童発達支援管理責任者	1	1	
看 護 職 員	1(1)	3(3)	
児童指導員及び保育士	3(1)	3	兼務1 人材派遣職員1
訓 練 士	1	1(1)	兼務1 理学療法士
計	4(2)	3(1)	兼務を除く。( ) は非正規職員で内数

居宅訪問型児童発達支援

【単位:人】

職 種	令和5年度	令和4年度	備 考
施 設 長	1	1	兼務
児童発達支援管理責任者	1	1	兼務
訪 問 支 援 員	1	2	兼務1
計	0	0	兼務を除く。( ) は非正規職員で内数

生活介護（さくらユース）

【単位:人】

職 種	令和5年度	令和4年度	備 考
施 設 長	1	1	兼務
医 師	1	1	兼務
サービス管理責任者	1	1	
看 護 職 員	3(2)	1.2(1.2)	兼務2
生 活 支 援 員	2(2)	2(2)	
訓 練 担 当 職 員	3	3	兼務3 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士
事 務 職 員	3(3)	3(3)	兼務3 他にリハビリテーションセンター職員併任3
計	4(3)	3(2)	兼務を除く。( ) は非正規職員で内数

子ども地域支援事業（発達障害児医学的療育支援）

【単位:人】

職 種	令和5年度	令和4年度	備 考
作 業 療 法 士	4	4	リハビリテーションセンターから派遣
心 理 士	1	1	
計	3	3	兼務を除く。( ) は非正規職員で内数

(3) 職員研修

<派遣研修>

- ・近畿肢体不自由児施設協議会職員研修
- ・県主催 障害者虐待防止・権利擁護研修
- ・学校、幼稚園、他事業所等見学

<所内研修>

- ・虐待防止研修
- ・KYT研修
- ・派遣研修報告会
- ・感染防止・医療安全研修

(4) 季節行事等（新型コロナウイルス感染症の流行状況により変更又は中止あり。）

- ・児童通所施設
  - 遠足
  - クリスマス会
  - フェスティバル・参観
  - 卒園式
  - 誕生日会（毎月）
- ・生活介護施設
  - クリスマス会

(5) 健康診断

- ・児童通所施設
  - 6月、11月に実施
  - 登園時に体温チェックを実施（単独通園児童は、昼食後も

- ・生活介護施設 体温チェック実施)  
登園時及び昼食後に体調チェックを実施

(6) 防災避難訓練

- ・毎月実施

(7) 令和5年度に重点的に取り組む事業

ア 放課後等デイサービスでは、重症心身障害児や医療的ケア児を対象に、授業終了後や学校休業日の児童・生徒の居場所になるとともに、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

イ 重症心身障害や医療的ケアを必要とするため、通所支援事業の利用が困難な児童に対して、自宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援（居宅訪問型児童発達支援事業）を行います。

ウ 保育所や幼稚園等地域で集団生活を送る児童が、集団生活に適応していけるよう職員を派遣し、直接・間接支援を行います。（保育所等訪問支援事業）

エ 小児科医及びセラピストと連携し、利用児童に対し適切な訓練を受ける機会を提供します。

児童発達支援センター(すみれ組)において、子どもの自立を促すとともに保護者のニーズに対応するため単独通園の機会を提供します。また、保護者が我が子の療育について理解を深め、親子の信頼関係を一層築いていけるよう親子通園を実施するとともに、ペアレントトレーニング等の研修の機会を提供します。

小児科医と連携しながら、我が子が発達障害等の診断を受けて不安に感じ悩んでいる保護者に対し丁寧に相談に応じ、不安感を緩和・解消していきます。

オ 重症心身障害児を養育する保護者が、我が子の療育参加を前向きに考えられるよう重症心身障害児の親子保育体験事業を実施します。

カ 生活介護において、希望者に週1回ずつ実施している入浴サービスの拡充を図ります。

キ 発達障害あるいは発達障害が疑われる児童に対しての療育支援の普及を図るため、作業療法士や臨床心理士等の専門職を保育や療育の現場に派遣し、感覚統合療法等を用いた支援等を積極的に展開します。

また、家族や支援関係者に基礎的な知識を学んでいただくために、研修会を企画・実施します。

ク 発達障害者支援センターでいあー及び奈良県重症心身障害児・者相談支援センターとの連携を図り、必要な支援を適切に提供していきます。



## 2 自立訓練センター

障害者総合支援法に基づき、障害者が自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、一人ひとりの能力や障害特性、ニーズに対応した種々の訓練及び創作活動やレクリエーションを通じてADLの向上を図るとともに、様々な福祉サービスや必要な制度の適用等の社会的支援を通して、利用者がスムーズに地域移行を果たせることを目的としています。

### (1) 提供サービス

【単位：人】

施設の種類	対象者	定員	利用状況	サービスの内容
自立訓練 (機能訓練)	肢体不自由者 難病	40 (含入所)	25	身体機能・基礎体力向上に必要な訓練 ・理学療法 ・作業療法 ・体育訓練 (マット、歩行訓練) ・社会適応訓練 ・家事動作訓練 ・作業訓練、パソコン、書道等 ・就労前訓練
自立訓練 (生活訓練)	高次脳機能障害者	25 (含 入所)	17	社会生活力向上に必要な訓練 ・作業療法 ・認知訓練 (脳トレーニング) ・社会適応訓練 ・グループワーク ・家事動作 ・作業訓練 ・就労前訓練
施設入所支援	当施設が提供する 訓練利用者	30	25	・日常生活動作の介助 ・栄養マネジメント ・健康管理 ・相談援助 ・服薬管理、金銭管理、年金・介護 保険等の理解
短期入所	肢体不自由者及び 高次脳機能障害者	3	3	・短期間 (夜間を含む) の日常生活 動作の介助 ・心身のリフレッシュとしての訓練 参加

## (2) 職員の配置

【単位:人】

職 種	令和5年度	令和4年度	備 考
施 設 長	1	1	兼務
サ-ビス管理責任者	3	4	
生 活 支 援 員	9(1)	8(1)	
療 法 士	2	2	理学療法士1、作業療法士1（リハビリテーションセンターより派遣）
作 業 支 援 員	2.3(2.3)	2.3(2.3)	作業訓練、パソコン、書道、トールペイント
看 護 職 員	1	1	
臨 床 心 理 士	1	1	
管 理 栄 養 士	1	1	
事 務 職 員	2	3	兼務2（他にリハビリテーションセンター職員併任3）
計	22.3(3.3)	23.3(3.3)	兼務を除く。（）は非正規職員で内数

## (3) 職員研修

## &lt;派遣研修&gt;

- ・対人援助コミュニケーション力向上研修
- ・就業支援実践研修
- ・利用者理解力向上研修

## &lt;所内研修&gt;

- ・感染症防止対策研修
- ・虐待防止研修
- ・高次脳機能障害の症状理解
- ・障害年金について

## (4) 季節行事

- ・音楽鑑賞会（地元高校生との交流会）（年2回）

## (5) 土曜日営業（26回）

月々の訓練支給量「当該月の日数－8日」を充足するために通常は訓練の行われない土曜日に月3回程度、普段とは違った内容（講習会、祖作活動など）での訓練を提供します。

(6) ボランティア

園芸やハーモニカ演奏のボランティアの受け入れにより利用者の余暇の充実と行事への参加を通して地域との交流を図ります。また、高校生の季節行事への参加を通して利用者との交流を図るとともに、将来の福祉職員の人材育成の機会とします。

(7) 健康診断

- ・施設入所利用者 5月、11月に実施  
体調チェック必要者は毎日血圧測定等を実施
- ・通所利用者 訓練前体調チェックを実施

(8) 防災避難訓練（4回実施）

- ・7月 第1回（夜間火災想定）
- ・10月 第2回（日中地震想定）
- ・2月 第3回（日中水害想定）
- ・3月 第4回（日中火災想定）

(9) 令和4年度に重点的に取り組む事業

現在、提供している利用者のニーズや障害の状態に応じた「コース別訓練」の効果測定を適時行います。また、利用者自身にもその効果を正しく把握できるような取り組みを進め、これからの生活において明確な目標を持つことへの意識付けを行います。

その目標の達成のため、抱えている問題や課題についての解決に向け、支援者として寄り添った支援を提供し、充実した社会生活を過ごせるように支援します。

### 3 総合相談支援センター

#### ○奈良総合相談支援センター

##### (1) 目的

障害者及びこれに準じる者の相談に関するワンストップ窓口として機能することを目的として、高次脳機能障害者・難病患者を含めた専門的相談に対応して、障害のある人の地域生活を包括的に支援する。また、関係機関との連携、必要な助言や情報提供を行い、伴走型支援者(障害のある人一人ひとりの生活全般にわたる支援をコーディネートする者)の専門的スキル向上やコンサルテーションを目的として、当該支援者に対して育成・研修等を企画・実施します。

##### (2) 業務内容

###### ①高次脳機能障害支援センター

高次脳機能障害者、その家族及び関係機関からの相談に対応するとともに、奈良県総合リハビリテーションセンターの医療分野との連携を図り、奈良県内における高次脳機能障害の普及・啓発及び支援体制の強化を行う。

###### < 相談・支援業務 >

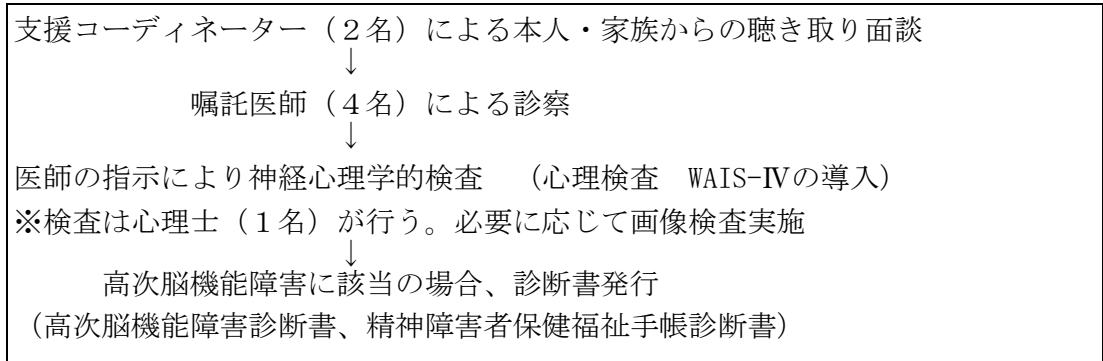
- ・支援コーディネーター2名体制にて、電話・来所による相談受付(令和5年度相談延べ件数見込3,000件)
- ・高次脳機能障害の特性に応じたリハビリテーションや就労支援を行う機関を紹介、連携する。
- ・関係機関(市町村、医療機関、就労機関、福祉サービス事業所、介護保険事業所等)との連携を図り、地域での適切な高次脳機能障害者支援を促す。(訪問指導、支援会議出席)
- ・小児高次脳機能障害者支援の充実のために、教育機関への情報提供や支援の連携を図る。
- ・相談業務の充実のために、奈良県総合リハビリテーションセンター・脳神経内科及び精神科外来との連携を行い、高次脳機能障害による受診患者相談を引き続き実施します。
- ・家族会と地域での相談会を開催し、高次脳機能障害当事者・家族のピアサポート体制をつくる。

###### < 高次脳機能障害の就労支援体制作り >

- ・ハローワーク、障害者職業センター、地域就労支援機関と連携して、就労支援体制の充実を図る。

< 高次脳機能障害の検査・診断 >

- ・高次脳機能障害診察（月 4 回）



< 高次脳機能障害普及啓発及び連携業務 >

- ・高次脳機能障害普及啓発のため、高次脳機能障害研修会を開催して高次脳機能障害を広く普及・啓発します。
- ・地域支援ネットワーク構築と地域高次脳機能障害者支援技術向上のため、高次脳機能障害に関するコンサルテーションを行います。  
 （周知を図るために、ホームページ等に掲載）
- ・高次脳機能障害リハビリテーション講習会実行委員会に委員として参加、多職種連携し家族会の高次脳機能障害研修会開催をサポートします。
- ・パンフレット「高次脳機能障害の理解・支援の充実のために」を配布して、広く地域に高次脳機能障害の普及・啓発を行います。  
 高次脳機能障害検査・診断後の紹介先病院を拡充します。

< 令和5年度開催研修会・連携会議予定 >

月	普及・啓発	連 携
6		・高次脳機能障害支援普及全国連絡協議会 ・高次脳機能障害支援コーディネーター全国会議 （開催地：国立障害者リハビリテーションセンター）
7	・高次脳機能障害地域相談会 （奈良県南部地域）	
8		・高次脳機能障害支援体制検討委員会
9	・高次脳機能障害支援普及事業 （ハイブリッド開催）研修会	

10	・奈良県高次脳機能障害リハビリテーション講習会	・脳挫傷友の会全国大会
11	・高次脳機能障害地域相談会 (奈良県北部地域)	・高次脳機能障害支援ネットワーク近畿ブロック連絡協議会 ・高次脳機能障害支援ネットワーク近畿ブロックコーディネーター会議 (次回開催：京都府)
1	・高次脳機能障害事例検討会 (支援機関職員対象 オンライン開催)	
2		・高次脳機能障害支援普及全国連絡協議会 ・高次脳機能障害支援コーディネーター全国会議 (開催地：東京都内)

※高次脳機能障害コンサルテーションについては随時受付をホームページ上で案内

※令和5年度全国高次脳機能障害連絡協議会・近畿ブロック高次脳機能障害連絡協議会  
(開催県：大阪府)

※感染症対策下で来所困難な方に対してのZOOMを利用したリモート面談開催

<職員の配置>

【単位:人】

職 種	令和5年度	令和4年度	備考
支援コーディネーター	2 (1)	2 (1)	社会福祉士1、精神保健福祉士1
心 理 士	1 (1)	1 (1)	心理士1
計	3 (2)	3 (2)	( ) は非正規職員で内数

<令和5年度に重点的に取り組む事業>

ア それぞれの特性やニーズに応じた相談連携体制の整備

イ 感染症対策に考慮すると共に、高次脳機能障害当事者家族の参加しやすい研修会企画  
運営

- ・高次脳機能障害ハイブリッド研修会の開催

- ・ホームページ等での情報発信

(ホームページを閲覧・更新しやすいものにリニューアル検討)

ウ 高次脳機能障害自動車運転評価体制の構築

奈良県福祉医療部障害福祉課、奈良県作業療法士会と協働して高次脳機能障害者の  
運転再開支援体制づくり

## ② 難病サポートセンター

地域における難病患者等の自立と社会参加を図るためその相談を受け、必要な助言、情報提供を行います。

(相談内容) 医療機関、障害福祉サービスの利用等のご案内

(相談時間) 月曜日～金曜日(平日) 9:00～17:00

<令和5年度に重点的に取り組む事業>

### ●相談支援体制の充実

奈良県主管、郡山難病支援センター、医療機関、市町村等他機関と協働して、難病患者の抱える様々な要望・ニーズに応えることのできる体制作り

- ・市町村等相談窓口への周知

難病サポートセンターパンフレット、難病相談マニュアル等の作成

- ・各機関連絡調整会議への出席

### ●難病相談スキルの向上

- ・個別相談事例の蓄積・分析

- ・難病患者の制度、サービス利用、症状理解等の説明会、研修会の企画運営

## ③サービス利用計画相談

相談支援機関に対する相談支援、連携調整を行う

(相談時間) 月曜日～金曜日(平日) 9:00～17:00

(自立訓練センター相談支援事業所)

施設種類	対象者	利用見込	サービスの内容
計画相談	障害福祉サービスを申請した障害者で、市町村がサービス利用計画案の提出を求めた方	55	サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障害者の自立した生活を支え、障害者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援

(わかくさ相談支援事業所)

施設種類	対象者	利用見込	サービスの内容
計画相談	わかくさ愛育園を利用する児童等	障害者支援 利用計画 等: 35 モニタリン グ: 35	① 障害児の福祉サービスを利用する児童に係る障害児支援利用計画の作成及びモニタリング ② サービス提供事業所との連絡、調整

#### ④ 包括的支援体制の整備

これまで培ってきた専門性をいかして、地域におけるすべての住民を対象とした包括的支援体制整備のコンサルテーションを行います。

(業務内容) 地域の様々な機関からの要望に応じて、「世代や属性を超えて交流できる場」作りを通して他機関で協働できる体制の準備をします。

スポレク活動（コロコロ卓球等）を通して地域のつながり作りをめざします。

(相談時間) 月曜日～金曜日（平日） 9：00～17：00



### Ⅲ 県営福祉パーク（介護実習・普及センター）の運営

住みよい福祉のまちづくりの総合的なモデル施設として、高齢者や障害者を含め訪れたすべての人々にやさしくふれあい、楽しく学んでいただけるよう、屋外施設や屋内施設の維持管理を行います。

超高齢社会の到来による要介護者の増加が見込まれていることから、県民が健康寿命を伸ばし、誰もが住み慣れた地域で生き生きと生活できることが求められています。

介護実習・普及センターでは、介護予防意識の普及と家庭や地域の介護支援や介護機能の強化を図るため、介護普及講座と介護実践講座及び介護予防講座を実施します。

また、介護支援や介護者の負担軽減のための介護ロボット等の体験を重視した効果的な啓発、専門家による福祉用具や住宅改修等の相談事業を充実します。

問題は県民みんなで支えることの意識高揚と啓発を図るため、研修や福祉用具の普及、相談事業等を実施します。

さらに、介護職員の資質向上と定着化に向けた支援を行います。

#### (1) 管理運営の業務

##### <屋外施設の維持管理>

- ・ 公共施設モデル〔段差解消交差点・音響信号機・視覚障害者誘導ブロック、バス停、屋外トイレ、障害者用モデル駐車場等〕
- ・ 憩いの広場〔芝生公園、散策路、親水広場等〕
- ・ 多目的広場〔軽スポーツ広場、機能回復訓練コース、車椅子練習コース等〕

##### <屋内施設の維持管理運営>

- ・ 福祉住宅体験館〔福祉機器、福祉住宅改善モデル展示、介護・調理実習室、工作室、相談室、多目的運動ホール、研修室、談話室、ギャラリー等〕

#### (2) 介護実習・普及センターの運営

##### <介護実習普及事業>

- ・ 介護普及講座（6回）
- ・ 介護実践講座（5回）
- ・ 介護予防講座（7回）
- ・ 福祉住宅体験館案内ボランティア育成講座（1回）
- ・ 介護体験見学講座（随時）〔福祉機器展示場案内、福祉機器体験、改善住宅見学、高齢者疑似体験、車いす体験、アイマスク体験等を実施〕
- ・ 自助具製作体験講座〔親子体験講座、自助具製作講座、自助具体験講座〕
- ・ 公開講座（1回）

<介護相談事業>

ア) 介護相談

- ・一般相談（火曜日～日曜日）
- ・専門相談（定例日）〔福祉用具、ICT の活用等、福祉制度サービスの活用等〕

イ) 住宅相談（定例日）（奈良県建築士会の一級建築士による住宅関連相談）

ウ) 自助具相談（随時）〔自助具作成や調達、活用方法等の相談〕

<福祉機器・用具の普及啓発事業>

- ・福祉機器・用具の展示（常設展示、新製品の情報提供）
- ・自助具製作体験講座を実施（3回/年）
- ・奈良県福祉フェア 第6回福祉機器展 in 奈良 2023 の開催（検討中）

(3) 川の彩り花つつみ事業

「飛鳥川を軸とした川辺のまちづくり」の一環として、花壇や飛鳥川沿いのフェンスに設置した鉢に花植えを実施します。

高等養護学校、奈良県総合リハビリテーションセンター、奈良県障害者総合支援センター、わかくさ愛育園園児等の協力を得て実施します。

(4) 令和5年度「福祉機器展」

※今後の社会情勢等を勘案しながら、開催内容等について今後検討していきます。

第6回 福祉機器展 in 奈良 2023 の開催（案）

～みんなで見て・触れて・試して・体験しましょう～

・目的

高齢者や障害者の社会参加と自立の促進のため、福祉用具を見て・触れて・試して・体験する「福祉機器展」を通じて、県民に福祉用具の普及啓発を図る。

・主催 社会福祉法人奈良県社会福祉事業団

・共催 一般社団法人日本福祉用具供給協会近畿支部奈良ブロック  
一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会奈良ブロック

・後援（予定） 奈良県、田原本町、社会福祉法人奈良県社会福祉協議会 ほか

・日時（予定） 令和5年11月11日（土） 10:00～15:00

・場所 福祉住宅体験館・県営福祉パーク（磯城郡田原本町大字多722番地）

・内容（企画例示）

- (1) 福祉機器展（最新の福祉用具を一挙に展示）
- (2) 住宅相談
- (3) 福祉車両展示
- (4) 地元団体等によるステージイベント
- (5) 福祉関連事業所による物品販売
- (6) 自助具体験
- (7) 障害者作品展

せんとくん、タワラモトンが出演予定！

- ・参加費用 無料

(5) 令和5年度「つながり祭」

※令和4年度は、節目となる「第40回つながり祭」を新型コロナウイルス感染症の感染状況を勘案しながら、ZOOMでWEB開催しましたが、「第41回つながり祭」は令和6年度以降の開催を予定し、本年度は「つながり祭の今後のあり方」について、実行委員会を開催して検討を進めます。

第41回 つながり祭 開催要領（案）

- ・目的 障害者の啓発活動を中心に、障害者やその家族と県民が互いに理解し、つながりを深める。
- ・主催 奈良県障害者協議会
- ・共催 社会福祉法人奈良県社会福祉事業団
- ・後援（予定）奈良県、各市町村、各新聞社、NHK、奈良テレビほか
- ・時期 令和6年度以降
- ・場所 福祉住宅体験館ほか（今後検討）
- ・内容（未定）
- ・参加費用 無料

(6) 職員の配置計画

【単位：人】

職 種	令和5年度	令和4年度	備 考
所 長	1	1	
介護機器相談指導員	1	1	
教務担当事務職員	1(1)	1(1)	介護福祉士1
事 務 職 員	1(1)	1(1)	事務職員1
計	4(4)	4(4)	兼務を除く。( )は非正規職員で内数

(7) 令和5年度に重点的に取り組む事業

- ア 介護実習普及事業は、介護普及講座と介護実践講座、介護予防講座に分けて、高齢者や障害のある人への正しい理解を深めるとともに、生きづらさに寄り添いながら生活全般にわたる適切な支援が受けられるよう取り組みます。
- イ 超高齢社会に向けて、介護に携わる人も介護される人も最新の福祉機器に触れて試して体験できる「介護体験見学講座」を充実し、広報を強化します。
- ウ 栄養士会などとの連携により、介護実習室や調理実習室を活用した食事関連の講座など、体験型の講座に取り組みます。